

午前 9時57分 開 議

○委員長（渡辺栄六君） おはようございます。定刻前ではございますが、皆様おそろいのようなので、これより決算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は14名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は認定第2号から認定第7号までの計6件の審査を行います。また、審査の進め方は歳出、歳入の順に説明いただき、1会計ごとに審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取につきましても議案ごとに、質疑終了後に行います。

ここで、各委員に申し上げます。質疑に当たっては、令和2年度の決算についてされるようお願いいたします。

それでは、認定第2号 令和2年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） おはようございます。それでは、246ページから287ページにわたります認定第2号 令和2年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入の合計収入済額は30億9,866万5,883円、歳出の合計支出済額は29億6,894万7,150円となり、歳入歳出差引き1億2,971万8,713円を令和3年度へ繰り越すものでございます。

なお、被保険者数、保険給付費、国民健康保険税収納関係をはじめとする各種データにつきましては、別添資料として提出しておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明をいたします。268ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、職員の人件費や国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬などの国保事務の運営経費のほか、マイナンバーカードを保険証として利用するために必要となるシステム改修費用が主な内容でございます。

次に、272ページ、第2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、274ページの出産育児一時金及び葬祭費でございます。

次に、276ページ、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。胎内市における医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として県から示された金額をそれぞれ支出したものでございます。

次に、278ページ、第4款保健事業費につきまして、1項1目保健衛生普及費ではレセプト点検に係る業務委託料、ジェネリック医薬品差額通知書作成経費のほか、被保険者自らが率先して健康増進活動に努めていただきたく、その励みとなるよう健康奨励記念品の贈呈に要する費用を支出したものでございます。

また、2目疾病予防費につきましては、人間ドック等の助成金でございます。

2項1目特定健康診査等事業費につきましては、特定健康審査等に係る経費でございます。

次に、280ページ、第5款基金積立金につきましては、保険事業財政調整基金に係る利子分を当基金に積立てしたものでございます。

282ページ、第6款公債費、1項1目利子は、一時借入れを行った場合の利子でございますが、2年度は借入れを行っておりませんので、支出はございませんでした。

次に、284ページ、第7款諸支出金は、国保資格喪失等による過年度分の国保税の還付金、県から交付された保険給付費等交付金の精算による返還金及び前年度精算に係る一般会計への繰出金でございます。

286ページ、第8款予備費につきましては使用いたしませんでした。

次に、歳入について説明申し上げます。お戻りいただきまして、252ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ収入したものでございます。

次に、254ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、国民健康保険税に係る督促手数料でございます。

次に、256ページ、第3款国庫支出金につきましては、マイナンバーカードの保険証利用に向けたシステム改修費用に対する補助金と新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方に係る国保税の減免に対する補助金でございます。

次に、258ページ、第4款県支出金につきましては、保険給付費の支出費用は全て県が賄うこととなっておりますことから、普通交付金として医療給付費分が交付されました。そのほか医療費の適正化に向けた取組等に対する支援費として交付される保険者努力支援分、特別調整交付金分、特別交付金県繰入金分及び特定健康診査等の執行財源としての特定健康診査等負担金が交付されました。

次に、260ページ、第5款財産収入につきましては、保険事業財政調整基金の利子でございます。

次に、262ページ、第6款繰入金につきましては、1目一般会計繰入金で保険基盤安定制度として低所得者の保険税軽減分に対する公費補填、国保事務の執行に要する経費、出産育児一時金並びに国保財政の健全化、保険税負担の平準化のための国保財政安定化支援事業分を一般会計から法定内で繰入れをしたものでございます。

264ページ、第7款繰越金は前年度の決算に基づく繰越金でありますし、266ページ、第8款諸収入につきましては国保税の延滞金が主な内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、ただいま説明がありました認定第2号について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 248ページと249ページの支出の総括表なのですが、不用額のトータル、一番下、1億2,000万円ほど不用額あるわけですが、予算額に対して支出が少なかったという内容だと思うのですが、昨年と比べると大体5,000万円ほど多いのです。その主な、昨年と比べてどんな内容だったのかを教えてくださいたいと思います。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

1億2,000万円ほど繰越金が出ておりますが、この内容、今年どのようなことかということですが、まず予備費が6,200万円ほどを使用せずに繰り越すことができたということ、これは大きいと思います。あと、歳入のほうの保険税が予算で見ていたものよりも4,000万円弱ほど余計に収入できたというところが大きいかなということです。

あと、歳出のほうでは保険給付費が見ていたものよりも低く抑えられたということもあって、翌年度に対して県のほうに精算金としてお支払いする分も1億2,000万円の中に入ってございますので、その分が大きいかなというところでございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 結果はそうなのでしょうけれども、私が聞きたいのは加入されている方が例えば健康であって、お医者さんにかかるのが減ったとか、そういった内容的なものは把握はされていないのでしょうか。あとはそういう予防に対してこういうことをしたので、こうなったとか、政策的な成果が上がっているとか、そういった内容はないのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） まず、保険給付費のほうですけれども、これは昨年度にコロナの受診控えとうちのほうでも考えられていますけれども、そのときの保険給付費のほうは確かに減りました。ただ、保険給付費は県からの交付金で全て賄われますので、その分の差引きというのは会計上1,000万円ほど余計めに余裕を持ってもらっていますので、その分の保険給付費が下がったことに対して余剰金が生まれるというのはあまり、そうそうない話なのです。今回のほうのところでは、健康診査のほうでやはり見ていたものよりも受診者が少なかったことで、その分の歳出というのが1,000万円弱ぐらい少なく済んだ。これは、胎内市の国保会計単独の一般財源としての支出ですので、その分は予算よりも低くなりましたので、その分余計めに繰越金が増えたというようなことがございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 257ページ、国庫支出金で先ほど説明がありましたコロナ対応で145万3,000円

というのがありますが、人数、それと次のページの県支出金の特別交付金で保険者努力支援分というのがありますがけれども、これはどういう内容のものなのか伺います。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

まず、コロナ関連の減免ですけれども、件数で12件ございましたということです。金額的には260万円強減免額がありました。こちらのほうの歳入では、その10分の6が国庫補助金としていただけ、残りの10分の4が特別調整交付金でいただけるという内容でございます。

続きまして、努力者支援というところですがけれども、市町村の医療費の適正化を図るために、予防とか健康づくり等の取組状況について、それが支援されるというようなものでございまして、市町村が行った保健事業の成果をそれを点数化して、その点数の状況に応じて補助金が交付されるというような内容です。点数化のときには、我々としては糖尿病の重症化予防の取組だったりとか、医療費通知の取組だったりとか、そういったところが評価をされて交付されておりました。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 県の努力支援分というのは、胎内市というのは結構よかったほうなのか、それとも平均的なのか、悪かったのか、その辺県内の胎内市の位置というのはどの辺ですか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

県内の30市町村で比較をしますと、上位のほうから18番目に交付が多かったというような状況になってございました。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） 279ページ、人間ドックの助成金とか、その下に脳ドックあります、疾病予防の。それで、資料を頂いたやつを見ると、人間ドック、脳ドックの、3ページのナンバー9、資料の。これ見ると、基本健診の部分で平成30年から令和1年、2年というふうになっているのだけれども、令和2年はコロナの関係で減ったかなとは思っているのだけれども、30年からもう徐々に減ってきているのだ。この減ってきている理由をどういうふうに分析しておられるのか、まずお聞かせ願います。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

30年度からの推移になりますけれども、受診率のほうはさほど変わってございませんというか、30年度と令和元年度は同じ受診率になってございます。それは、件数が減ってきているというのは、単純に被保険者数が年々減少してきているということによるものだと考えています。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） では、今の関連してなのですけども、基本健診で15.5%、令和2年度、先ほど渡辺委員が言った人間ドック。この15.5%というのは、県内の状況ではどの程度なのか。伺います。

それと、ついでなので、10の特定健診のところでも受診率が42.9%になっていますが、これについても一緒に伺います。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

まず、人間ドックのほうですけども、こちらのほうは県内で27市町村が取り組んでございます。それで、私どものほうは若干受診率はいいほうと伺いますか、上位から8番目ということで、受診率のほうはそのような状況になっていました。

特定健診ですけども、受診率のほうは42.9%、県平均が37.4%で、今年度については県平均を上回ってございます。順位のほうは30市町村中15位と、ちょうど真ん中でございました。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） それから、決算資料要求したところで短期証と資格証の数が世帯出ていますが、令和2年度は短期証が105、資格証が18、合計123、昨年7月末現在ということになっていますけれども、これを交付する基準について教えてもらえますか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

まず、資格証のほうですけども、こちらのほうは法律と伺いますか、基準としては特別な事情がないにもかかわらず、1年間保険税を滞納している世帯というようなところの基準が設けております。ただ、私どものほうはそこをしゃくし定規に考えるのではなくて、それぞれやはりご事情がありますので、一人一人納税相談なりをして、判断をしています。実際的には資格証の方たち、納税相談にも応じていただけない方というのが大半でございました。

次に、短期証のほうですけども、こちらのほうは税を滞納した世帯というようにくくられてはいるのですけれども、こちらのほうも一人一人納税相談の上、しっかり分納が可能であるとか、そういったところ、3か月ごとの納税相談に応じることができるかとか、そういうところを基準として考えて短期証の交付ということにしてございます。計画どおり分納が可能であったという滞納者の方、また滞納額が少額だとか、そういった方については短期証ではなくて、一般証のほうを交付しているというようなことでございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 資格証は1年滞納、そういうことですが、短期証については滞納ということだけで、もうちょっと具体的な基準、ただもう1回滞納とか、1か月滞納だけであるわけではないと思うのですけれども、その辺の詳しい基準もう一度お願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

基準のところですが、まずは滞納世帯の中でも3か月ごとに納税相談に応じていただける方、あとは資格証の交付者の中でも著しく滞納額が減った人、また滞納額が少ないという場合であっても、継続的な納付が途切れる可能性がある人、ほかの税に滞納がある人など総合的に勘案して短期証の交付ということを考えてございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺俊委員。

○委員（渡辺 俊君） 279ページの疾病予防費の、さっき人間ドック、脳ドックという話ありましたが、これは国保だから、それで補助されたものだけでも、国保以外で胎内市民で中条病院にかかった脳ドックの人数というのは、そういうのは把握していますか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

脳ドックを受けられた方が38名おられました、そのうち中条中央病院で受けられた方が27名でございました。失礼いたしました。国保以外というところは、脳ドックの受診者、私どもで数字捉えておりません。申し訳ございません。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 去年そのことでここでちょっと話させてもらって、国保の保険者が他の社会保険とかの保険者のことまでカバーしていくのは必ずしもコンセンサスが得られないと市長さんがそういうふうにおっしゃられて、けれども実際私は国保関係者ではないのだけれども、受けてみて、やはり継続して受けたいと、去年受けて、また今年も受けたいと思ったのだけれども、やはり胎内市民は1万円最初から安くなるのだけれども、国保加入者にしてみるとまだ高いと、もうちょっと安くしてもらいたいなと思って去年質問したのだけれども、その件に関して今年の見ると同じ、去年と。市長さんは、コンセンサス得られないのだけれども、折に触れて、何かの機会があったら、他の市町村の首長と意見交換したり、あるいはヒアリングもしてみようと思いますなんてことを言ってくれたのだけれども、この1年間でそういった機会ありましたか。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 市長同士でそういう話をする場というのはございませんけれども、担当課長レベルではいろんなところでいろんな市町村の情報交換、それから意見交換、それから県のほ

うでも今保険に関して関与している部分がありますので、それは国保の枠組みでお話をするといったところ、それ以外にこの一、二年まさにコロナ禍であったのですけれども、医療機関の方々と何か話ができるようであれば、そういうことも考えていくということになろうかと思います。今年の1年間、市長同士でそういうことを、例えば市長会で議論がなされたとか、そういうことはございませんでした。その有益性について、そもそも受診控え、検診控えなどもありましたので、機を見てそういう場面があれば、まずは担当レベルからということになりますが、話をしてみたいと、それは基本的に同様の考えを持っております。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 資料に載せていただいた3ページですが、ジェネリック医薬品についてですけれども、これを増やす対策、何かちょっと派手にいただいたなというのは覚えているのですけれども、どんな対策取られたのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） ジェネリック医薬品ですけれども、普及率的には80%に近づいていまして、国が求める率に近づいているわけで、こちらのほうもいろいろ薬剤師の先生とも意見交換をした中ではやはり頭打ち感がありますねというようなお話でございます。ただ、ジェネリックを推奨するというのは変わりはなく、薬剤師の先生がお一人お一人にジェネリックへの切り替えいかがですかというのをご案内はしてございます。薬剤師の先生それぞれしてあります。それで、私どものほうも市報のほうでは適切な時期、ある時期を狙って、これをこのように高血圧の薬を替えるとお一人当たり2,000円とか何千円お安くというか、医療費を節減できますというようなご案内を差し上げているというようなところで、頭打ち感があるという中で、なかなかこれだというふうなものはありませんけれども、地道にそういうことを活動を続けていきたいと考えています。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 私もコレステロールの薬を飲んでいるのですけれども、たしかジェネリックになっているよなと思いながら、それも確かめないでいて、では薬剤師さんのほうでジェネリックではないのを使っている方に一声薬剤師さんからかけていただいているのであれば一番いいですね。ありがとうございます。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 先ほど丸山委員とちょっと同じマル短というか、短期保険証の関係なのですけれども、ちょっとあれなのだけれども、これはマル短の短期の滞納者に対しての短期保険証というのは、これ胎内市独自でしたっけ。県内でもそういうマル短のあれやっていますか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 県内全市町村、こういった短期保険証、資格証の取組をやってご
ざいます。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 今度例えばマイナンバーカードになったときに、今度医療機関も保険証要
らないというか、カードでいいわけだ。そうなった場合というのは何か変わるようなことは考え
ているのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 特に制度上変わるということはありません。ただ、マイナンバ
ーカードを使って、国保も使えるのですけれども、短期証であれば期限がいついつまでというよ
うな、医師のほうと薬局のほうでの表示で確認できるというようなことになってございます。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） そうしますと、実際滞納されている方はカードで持っていくとなると、医
療機関はデータで分かる。この人は、滞納の短期のあれになっていますよと。でも、保険証は提
示しないのだから、今までとはまた気持ちの捉え方というのは違ってくる。要はこんなこと言っ
ては失礼だけれども、実際保険証を差し出したときに、例えば周りの目とか、いろいろあるでは
ない。そういうのは、どちらかといったら本当に医療機関だけのデータの中で分かるけれども、
実際誰も、私はマル短ですよというふうなあれというのはないわけだ。その辺もそれでよろしい
のですよね。ありがとうございました。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第2号 令和2年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 令和2年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説

明願います。

須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） それでは、290ページから315ページにわたります認定第3号 令和2年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入合計収入済額は3億3,003万8,099円、歳出合計支出済額は3億2,945万1,047円となり、歳入歳出差引き58万7,052円を令和3年度へ繰り越すものでございます。

なお、胎内市の被保険者数、保険料の収納関係のデータを別添資料としてまとめておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明いたします。初めに308ページ、第1款総務費につきましては、被保険者証の交付、各種届出、申請の受付、保険料の徴収などの事務を行うための経費でございます。

次に、310ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収した保険料及び低所得者の保険料軽減措置に対する保険基盤安定繰入金を広域連合に納付したものでございます。

次に、312ページ、第3款諸支出金では保険料の還付、一般会計からの繰入金の精算ということでの支出でございます。

314ページ、第4款予備費につきましては使用いたしませんでした。

次に、歳入について説明いたします。お戻りいただきまして、296ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、被保険者からの保険料を収入したものでございます。

298ページ、第2款使用料及び手数料は、保険料の督促手数料でございます。

次に、300ページ、第3款繰入金につきましては、低所得者等に係る保険料軽減分の公費補填や後期高齢者医療事務の執行に要する経費としての一般会計からの繰入金でございます。

302ページ、第4款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

304ページ、第5款諸収入は、滞納されていた保険料の徴収に係る延滞金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。ご質疑願います。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 歳入のほうで296、7ページなのですけれども、不納欠損のところ、国民健康保険だとか介護保険のほうには不納欠損ありますけれども、後期高齢者ないというのは完全にみんな支払われているのかなとか、そういう基本的なことで、何か仕組みの問題かなんては思うのですけれども、次のページで督促手数料ということで督促しているということは、すぐに払っていない人もいるということだと思ってしまうのですけれども、完全にこれゼロというのは何か仕組み的なあれなのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 特段仕組み上で不納欠損がないということではございません。令和元年度も2年度も不納欠損はありませんでした。30年度には2件ほど不納欠損があったわけですが、それぞれ様々なご事情がある方も多く、私ども一人一人個別に訪問したりとか、いろいろご事情をお聞きした中で、極力といいますか、できる範囲内での分割納付ということもしてございますので、結果不納欠損はないというような状況でございました。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これは、国保のときの続きみたいになるのですけれども、頂いた資料の人間ドック助成の状況というので令和2年度99人という資料があります。これは、被保険者数の中でいうと約2%ぐらいなのです。先ほどの国保のほうを見ますと13.4%ぐらいの人が人間ドックを受けているということになるわけですね、数字上。それで、国保のときに人間ドックをやって、3分の2の助成を受けられると。約1万2,000円ぐらいの負担で何とか自分の健康状態が1年に1回だけでも、分かる制度になっている。それが75歳になった途端に後期高齢者になって、1万円の助成しかなくて、あとは全額自己負担になってしまうというあたりで、私は前からこのことは指摘していましたが、やはり1万円では、市からの負担だけでは抑制というか、受診を控える傾向にあるのではないかと。今言ったような数字に表れているわけですが、やはり1万円ではなくて、国保に見合うぐらいの助成を検討すべきではなかったのかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

やはり保険事業というところも国保の場合は国保、後期の場合は後期医療制度で行っているわけですが、やはりそれぞれ相互扶助の考えで成り立ってございますので、その辺は後期医療の会計、新潟県後期高齢者広域連合のほうに人間ドックの助成の増額というところは引き続きお伝えしていこうと思っています。ちなみに、令和2年度で1万円の補助がありましたし、令和3年度も1万円の補助は私ども行っております。ただ、国からの補助金というのが令和2年度で打ち切りとなってございましたが、市の健診の重要性ということも鑑みまして、国の補助金が廃止された分は市が一般会計からの単費でその分を上乗せして、1万円の補助金を堅持しているというところもございます。先ほど申しましたように、これは広域連合のほうにもまた引き続き要望してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） ちょっと教えていただきたいのですが、309ページの委託料なのですが、

も、この中で支援システムの改修業務の委託料とありますが、これ一体どういったものなのか、それ1点と、予算の中で220万円上がって、支出済額は半分程度なのですが、これ一体どういったことなのか教えていただけますか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

内容のほうですけれども、これ税制改正に対応するためのシステム改修でございまして、基礎控除が10万円引上げ、その反面給与所得控除が10万円引き下げられたというような税制改正ございましたが、それに対する対応でございます。軽減判定基準の見直しというところもありまして、その改修をさせていただきました。予算額との半分ぐらいになったということなのですが、当初の見込みでは、業者の方からも参考見積りなどいただいて、この金額を見積もったわけですが、実際に詳細設計のところだんだんと中身が判明してきまして、ここまで要らないというようなところが出てきましたので、実質、実際には100万円、その半分程度で契約できたというようなところでございました。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第3号 令和2年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 令和2年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） おはようございます。それでは、認定第4号 令和2年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の318ページをお開き願います。319ページの歳入の収入済額の合計は36億7,935万7,733円でございます。320ページから323ページにかけての歳出の支出済額の合計は323ページに記載の35億1,288万7,235円でございます。歳入歳出差引き残額の1億6,647万498円は、令和3年度へ繰り越すものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。344ページをお願いいたします。344ページから347ページにわたります第1款総務費では、1項総務管理費で職員の人件費、2項徴収費では第1号被保険者の保険料賦課徴収に係る経費、3項介護認定審査会費では要介護、要支援認定事務に係る新発田地域広域事務組合負担金、346ページ、2目認定調査等費では訪問調査員の報酬等、4項介護保険運営協議会費では年4回開催いたしました介護保険運営協議会の委員謝礼が主な支出でございます。

次に、348ページから353ページにわたります第2款保険給付費につきましては、348ページの1項介護サービス等諸費では要介護認定者に対するサービスごとの給付費を、2項介護予防サービス等諸費では要支援認定者に対するサービスごとの給付費でございます。

350ページから353ページまでは高額介護サービスに係る支出、特定入所者介護サービス費が主な支出でございます。

なお、保険給付費の前年度との比較では3,467万7,840円の増で、比率では1.11%増加しております。給付費が伸びた主なものは、3目施設介護サービス給付費で、前年度との比較で5,550万6,038円の増、比率では4.68%の増加となっております。

次に、354ページ、第3款財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

次に、356ページから363ページにわたります第4款地域支援事業費につきましては、356ページ、1項介護予防生活支援サービス事業費で、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型及び訪問型サービスの支出が主なものであります。

358ページ、2項一般介護予防事業費では、65歳以上の高齢者を対象とした介護予防教室や地域における介護予防活動の支援、健伸館の運営に係る支出が主なものでございます。

3項包括的支援事業任意事業につきましては、359ページで地域包括支援センターが行う総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメント支援等の包括的支援事業委託料のほか、361ページに移りまして紙おむつの給付等に係る委託料、在宅医療、介護連携の推進、高齢者の生活支援体制づくり、363ページに移りまして認知症に関する総合的な支援を行う認知症地域支援推進員の活動に係る委託料が主なものでございます。

次に、364ページ、第5款基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金でございます。

366ページ、第6款公債費の支出はございませんでした。

次に、368ページをお願いいたします。第7款諸支出金では、支払基金、国、県負担金の前年度の精算に伴う返還金、一般会計からの繰入金に対し、精算により一般会計へ繰り出したものでござい

ます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。お戻りいただきまして、326ページをお願いいたします。326ページ、第1款保険料は、第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料でございます。

なお、収入済額の前年度との比較では、低所得者保険料軽減事業の拡充により金額で200万9,200円の減、率で0.3%減少しております。収納率は99.06%で、前年度との比較では0.36%増加となっております。

次に、328ページ、第2款使用料及び手数料では、督促手数料、事業者の指定に係る手数料でございます。

次に、330ページ、第3款国庫支出金では、法定負担割合に基づく国の介護給付費負担金、調整交付金、総合事業等に係る交付金及びシステム改修に係る補助金、そして国が保険者の機能や予防対策の取組内容を評価し、交付されます保険者機能強化推進交付金などがございます。

次に、332ページ、第4款支払基金交付金は介護給付費等に対する交付金で、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料負担割合に基づいた社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

334ページ、第5款県支出金は県からの負担金及び補助金、336ページ、第6款財産収入では介護給付費準備基金の利子、338ページ、第7款繰入金では一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

340ページ、第8款繰越金は、前年度の繰越金でございます。

342ページ、第9款諸支出金は、介護予防教室の利用料が主なものでございます。

なお、要介護認定者数、認定率、受給者数の状況につきましては、お配りをさせていただきました決算審査資料に過去3年間の推移を記載いたしております。

よろしく願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。ご質疑願います。

羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 319ページを御覧ください。歳入の国から来る予算額に対して調定額が増えていて、8億四千六百何がしなのですけれども、これを全体の金額からパーセント出しますと、監査委員のほうでも出ておりましたが、23%になるのです。国は25%を負担しますというふうに、これは介護福祉課から何かのときに頂いたのにもちゃんと、配られたのにも示されているのですが、何か私いつも思っていたのですけれども、国が少し減らして出しているわけで、これはどういうことなのだろうということなんです。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

確かに介護給付費の国の負担は20%、そして調整交付金のほうが合わせて5%でございますが、法定負担割合は包括的支援事業とか介護予防・日常生活支援総合事業でそれぞれ異なっておりますが、ご質問のそれよりも多いといった理由につきましては、調整交付金、標準が5%ではございますけれども、2年度については5.6%分ということで、標準よりも高くなったと、上がったといったことが主な理由でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 実際的には25%国は出してくれているということですか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 先ほど申しました給付費、それから包括的任意、総合事業でそれぞれ国の負担割合が定まっております。これあくまでも法定負担割合で、そのとおりに入ってきているということでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 昨年度胎内市内に新たに介護施設というのは増えましたか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えします。

まごころの里のグループホームが大出地内に開設をいたしました。1ユニット、定員は9人でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 頂いた資料で、施設介護サービスの受給者数というのはやはり年々増えてはいるのです。それでちょっと聞いてみたのですが、これはもう傾向としてずっと続いていくというふうになるとは思うのだけれども、増加に対する対応というのは昨年度はどういうことを主にやったか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

委員おっしゃるように施設介護給付費が大幅に増えてきております。とりわけ様々な施設がある中でも介護医療院、新たに創設、令和元年度からその入所者が増えているのが特徴的でございます。待機者の状況を見ますと、ここ10月時点の待機者を見ますと特養が65人、老健が38人ということでございまして、これは2年度よりも少し減っている状況にございます。それから、今後の人口の状況、それらを勘案しますと今が一番ピークにあるといったような状況で人口の推移を見ております。そのようなことでニーズ、それから需要と供給、その辺の辺りを見ているところでございます。今が一番ピークというふうに考えております。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 今のに関連してですけれども、それでは5,550万円施設のほうで増えておりますが、これは人数が増えたせいですか。単価が上がったということもあるのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

施設介護、お配りさせていただきました別添資料のほうの2ページのほうに居宅サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスの受給者数という表がございます。施設、これを見ますと、受給者数が令和元年度に比べ増えているといった状況でございます。

一方、給付費、金額のほう見ますと、これは別添資料の4ページになりますけれども、令和元年度に比べ金額が増えているといったところで、人数、それから金額ともに増えている。ご質問のあった報酬単価のほうも実際改正により上がっているといった状況でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 342ページ、43ページで、雑入のところで介護予防事業利用料の介護予防型ミニデイとありますけれども、これはどういうものなのか、どこでやっているのか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

介護予防教室があって、その中の一つのプログラムで、介護予防の本当のデイサービスよりも少し緩和したというかをやるサービスで、場所は健伸館でやっております。実際どれぐらい利用されているかというところがございますけれども、延べで330人、実人数で10人程度といったところで、総合事業の対象の方などを主な利用者としております。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） ちょっと縮小した形ということですが、どういうことをやっています、実際には。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） ここでは介護予防のプログラムを主にやっております、そのほかに運動機能評価というところで様々なその人の状態に合った予防プログラムを立てて、それを続けてやっていただくことで重症化防止、そこがメインのところでございます。また、お昼もここで、健伸館で取っていただきといったような形で、入浴等は行っていないのですけれども、希望される方には一般浴ですけれども、見守りをしながら、希望される方は入浴できるといったところになっております。また、脳活の活性化の部分も兼ねて、そうしたレクリエーションも行っているところでございます。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第4号 令和2年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 令和2年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） おはようございます。続きまして、認定第5号 令和2年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の373ページからになりますので、お開きください。歳入の収入済額合計は、375ページのとおり5,541万3,862円で、歳出の支出済額合計は377ページのとおり5,226万7,787円となり、歳入歳出差引き残額は隣のページ、376ページに記載のとおり314万6,075円となり、令和3年度へ繰越しいたしました。

ここで利用者数について申し上げます。医科についてでございますが、令和2年度の利用者数は延べ498人、人数にして98人、率にして16.4%の減となりました。歯科につきましては、利用者は延べ5,157人で、前年度と比較して人数にして533人、率にして9.4%の減となりました。

それでは、個々の内容について歳出からご説明申し上げます。390、391ページをお開きください。1款衛生費、1項保健衛生費、1目医科診療費につきましては、診療所の医科の部門における運営経費であり、看護師等の会計年度任用職員の賃金、医薬材料費、その他診療所の維持管理運営に係る経費でございます。11節役務費の中の手数料は、臨港病院から医師を派遣していただいております費用として支出したものが主な支出です。

2目歯科診療費につきましては、歯科及び歯科分室の運営経費でございます。392、393ページの12節委託料の歯科診療業務委託料は、歯科医師2名の診療業務に対してお支払いした委託料でございます。14節工事請負費の黒川歯科分室整備工事は、歯科分室診療所に換気対応型エアコン

を設置した工事と電話線の引込み工事による支出です。17節備品購入費は、同じく歯科分室の滅菌器を購入したものです。

めぐりまして、394、395ページの2款公債費は、平成28年度に診療所の駐車場整備工事等を行った際の起債償還の元金と利子でございます。

続きまして、396、397ページ、予備費は使用いたしませんでした。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻りまして、380、381ページをお開きください。第1款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目衛生使用料につきましては、医科及び歯科の診療収入でございます。

次に、2項手数料、1目衛生手数料につきましては、介護保険主治医意見書の作成料でございます。

382、383ページをお開きください。2款県支出金、1項県補助金、1目衛生費県補助金ですが、へき地診療所運営事業に対する県の医療施設運営費補助金に加えて、今回新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金として1診療所当たり100万円、3診療所で300万円の補助金をいただきました。

めぐりまして、384、385ページの第3款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

386、387ページの第4款繰越金は前年度からの繰越金でございますし、388、389ページの第5款諸収入の預金利子は、このたびはございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第5号 令和2年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第6号 令和2年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） それでは、認定第6号 令和2年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書400ページをお願いいたします。歳入合計は収入済額2億4,476万3,469円であり、続きまして402ページをお願いいたします。歳出合計で支出済額4億4,449万1,399円でありまして、歳入歳出差引き残額27万2,070円につきましては令和3年度に繰り越すものでございます。

最初に、歳出のほうからご説明申し上げます。420ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目地域産業総務費では消費税及び地方消費税を計上しておりましたが、還付申告となったことから、支出はございませんでした。

2目地域活性化センター運営費は、ハム製品等の特産品の販売のほか、胎内市産の紅はるか、はるかなたのペーストの販売に要する経費及び施設維持管理に要する経費を支出してございます。

3目米粉製造施設運営費では、12節で委託料、新潟製粉株式会社への米粉製造処理業務委託料を支出いたしました。前年と比べまして大幅に減少してございますが、令和4年度から現在の委託方式から自主生産に切替えを行うため、段階的に減額しているものでございます。

4目農産加工施設運営費では、10節需用費の修繕料で火災報知機修繕に要する経費、12節委託料で胎内高原ミネラルハウスの施設管理委託を支出いたしました。

5目ワイン製造施設運営事業費では醸造及び販売経費のほか、施設の維持管理経費でございまして、422ページ、10節需用費の消耗品費はワインボトルや箱類、また施設用の消耗品が主な支出でございまして、印刷製本費はワインのラベル印刷でございまして、12節委託料は、ワイン醸造委託料、これは新潟フルーツパークへの醸造補助作業委託、それと醸造指導業務委託料が主な支出でございまして、15節原材料費は、加工用ブドウ及び醸造用の原材料でございまして。

次に、426ページ、3款公債費でございまして、1項公債費の長期債償還元金は、胎内高原ミネラルハウスの償還元金、利子は胎内高原ミネラルハウス分と米粉製造施設の償還利子でございまして。

続きまして、歳入でございまして、戻りまして、406ページをお願いいたします。1款事業収入、1項1目の地域活性化センター事業収入は、ハム製品等の販売、はるかなたペーストの販売収入でございまして。

2項1目米粉製造事業収入は、新潟製粉株式会社からの米粉販売収入でございまして。

3項1目農産物加工事業収入は、胎内高原ハウス株式会社へのミネラルウォーター、お茶類等の販売収入でございまして。前年度と比較いたしますと2,327万円ほど増加しておりますが、特に天

然保存水の販売増加が要因でございます。

4項1目ワイン製造施設運営事業収入は、ワイン販売収入でございますが、前年度比較いたしますと販売本数、販売額とも減少しております。これは、ブドウの品質を見定めて、低価格のワインの醸造本数を減らして、ワンランク上の醸造本数を増やしたことで令和2年度における販売可能本数が少なかったということが要因でございます。

次に、408ページ、2款使用料及び手数料、1項1目農林水産業使用料は地域活性化センター施設の使用料、2目行政財産目的外使用料は電柱の敷地使用料でございます。

410ページ、3款財産収入、1項1目利子及び配当金は新潟製粉株式会社からの配当金、2目財産貸付収入は胎内高原ハウス株式会社の第2工場の用地貸付料でございます。

412ページ、4款繰入金、1項一般会計繰入金では運営費補填分、2項特別会計繰入金は鹿ノ俣発電所運営事業からの電気料軽減のための配当分でございます。

414ページ、5款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

416ページ、6款諸収入、1項1目雑入は、消費税及び地方消費税の還付金、商品発送手数料などが主なものとなっております。

以上で認定第6号 令和2年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号について質疑を行います。ご質疑願います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第6号 令和2年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第7号 令和2年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） では、認定第7号 令和2年度鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書432ページをお願いいたします。歳入合計で収入済額1億7,436万2,247円であり、次のページ、434ページ、歳出合計で支出済額1億6,458万2,837円でありまして、歳入歳出差引き残高977万9,410円につきましては令和3年度に繰り越すものでございます。

では最初に、歳出のほうからご説明を申し上げます。446ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費は、発電事業及び施設の維持管理に要する経費でありまして、2節の給料から4節共済費までは職員2名分の給与等でございます。10節需用費の修繕料は、発電機の点検、修理が主な支出であり、12節委託料では放水路設備につきましては3年に1回行う点検整備委託料、電気主任技術者点検業務委託料が主なものでございます。13節使用料及び賃借料は、発電をするための河川の水使用料を県に納付してございます。24節積立金は、今後の大規模改修に備えまして基金積立てを行ったものでございます。26節公債費でございますが、消費税及び地方消費税、27節繰出金は本事業の目的でございます農業関連施設の経費に繰り出すもので、一般会計繰出金は5施設の電気料軽減のための配分金、また排水機場のポンプ改修に充ててございます。地域産業振興事業繰出金は、ワイナリーの電気料配分金として繰り出したものでございます。

次に、448ページ、2款公債費は長期債の償還元金及び償還利子でございます。

次に、450ページ、3款諸支出金は、1目農業集落排水事業で4つの農業関連施設の電気料軽減のための配分金、簡易水道事業は3つの施設の電気料軽減のための配分金でございます。

続きまして、歳入でございます。戻りまして、438ページをお願いいたします。1款財産収入は、鹿ノ俣発電所運営事業基金利子でございます。

次に、442ページをお願いいたします。3款繰越金は、前年度繰越金でございます。

444ページをお願いいたします。4款諸収入、2項雑入は、発電所の売電収入であります。前年度と比較いたしますと約200万円ほど増加してございますが、1年を通し順調に発電が行われたというものでございます。

以上で認定第7号 令和2年度鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 445ページの売電収入ありますけれども、これの価格はどうなっている。固定価格買い取り制度でしたよね。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 今のところF I Tという固定価格でございますが、令和2年度につきましては30円の単価でございます。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第7号 令和2年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

これで本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、明日11月2日午前10時より、認定第8号から認定第12号までの質疑及び採決並びに意見の聴取を行います。

本日は、これをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時22分 散会